

## 常滑市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 常滑市地域公共交通計画策定支援業務の受託候補者をプロポーザル方式により特定するにあたり、その手続きを厳正かつ公正に行うため、常滑市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、当該業務に適した受託候補者を特定するものとする。

- (1) 実施要領の作成
- (2) 評価の着眼点、評価項目及び配点等の設定
- (3) 提案書等提出された書類の審査
- (4) その他必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、別表1に定める委員等で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、企画部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員会が第2条に定める掌握事務が終了するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2022年7月26日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	氏名	所属
委員長	関 公司	常滑市地域公共交通協議会 事務局長 (常滑市企画部長)
委員	近藤 修司	常滑市総務部財政課長
委員	齋田 充弘	常滑市市民生活部市民協働課長
委員	澤田 真宏	常滑市福祉部福祉課長
委員	大岩 恵	常滑市福祉部高齢介護課長
委員	安藤 麻美	常滑市経済部観光戦略課長
委員	竹内 孝光	常滑市教育委員会 教育部学校教育課長
オブザーバー	山田 朝夫	常滑市地域公共交通協議会 会長 (常滑市副市長)
事務局	柴垣 道拓	常滑市地域公共交通協議会 事務局 (常滑市企画部企画課長)
	亀井 哲也	常滑市地域公共交通協議会 事務局 (常滑市企画部企画課)
	森 要平	常滑市地域公共交通協議会 事務局 (常滑市企画部企画課)
	伊藤 真敬	常滑市地域公共交通協議会 事務局 (常滑市市民生活部市民協働課)